

鴨川市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年4月14日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市告示第68号

鴨川市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

鴨川市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱（令和4年鴨川市告示第103号）の一部を次のように改正する。

第1条中「を推進し脱炭素化の促進に資するため」を「の推進に加え電力の強靱化を図るため」に改める。

第2条第1項第2号中「ための」の次に「定置型の」を加え、「及びこれに附属する設備」を削り、「消費され、連系された低圧配電線に余剰の電気が逆流される」を「消費される」に改め、同項第4号アからウまで以外の部分中「電気自動車」の次に「又はプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）」を加え、同号ア及び同項第5号中「電気自動車」を「電気自動車等」に改め、同項第6号中「補助対象設備（窓の断熱設備及び電気自動車を除く。）」を「家庭用燃料電池システム（エネファーム）、定置用リチウムイオン蓄電システム、太陽熱利用システム又はV2H充放電設備」に改め、同項に次の1号を加える。

(7) 集合住宅用充電設備を設置する場合は、次のいずれにも該当するものであること。

ア 既存の共同住宅又は長屋（以下「マンション等」という。）であり、設備がマンション等に属する駐車場（平置き、立体自走、機械式等）における充電設備として居住者が利用することができるものであること。

イ 住民及び住民以外のものが充電設備を利用することができる場合の補助を受けようとするときは、第8条に規定する実績報告の日までに集合住宅用充電設備を設置するマンション等の敷地の外から住民以外のものが充電設備を利用することができる旨の表示がされた案内板を確認することができるものであること。

第2条第2項中「(次条において「既存設備」という。）」を削る。

第3条第1項中「電気自動車及び既存設備」を「窓の断熱設備、電気自動車等及び集合住宅用充電設備」に改め、同項第1号中「こと」の次に「(集合住宅用充電設備を設置する場合を除く。）」を加え、同項第2号中「自己及び同一世帯に属する者」を「申請者（個人にあっては、同一世帯に属する者を含む。）」に改め、同項第3号中「こと」の次に「(所有権留保付き割賦販売（残価設定型の契約を含む。）」で購入し、所有者が販売店又はファイナンス会社等である場合及びリースにより設置等を行い、所有者がリース事業者等である場合を含む。）」を加え、同号ただし書を削り、同項第5号中「及びV2H充放電設備」を「、V2H充放電設備及び集合住宅用充電設備」に改め、同号を同項第7号とし、同項中第4号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。

(4) 補助対象設備の設置等をリースで行う場合は、その設置等を行う者とリース事業者が共同で補助事業を行うものとし、リース事業者は、その設置等を行う者から領収する月額リース料金を減額する形で補助金相当分を還元するものであること。この場合において、リース契約は、次のいずれかに該当するものとする。

ア リース期間が第 10 条に規定する処分制限期間以上の契約となっていること。

イ アを満たさない場合は、リース期間終了後に補助対象設備の設置等を行う者が補助対象設備を購入する契約となっていること。

- (5) 集合住宅用充電設備を設置する場合の設置者は、当該集合住宅用充電設備を設置するマンション等のマンション管理組合又は所有者であり、かつ、当該集合住宅用充電設備の設置について国のクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の交付の決定を受けていること。

第 3 条第 2 項中「電気自動車」を「電気自動車等及び集合住宅用充電設備」に改め、同条第 3 項中「電気自動車」を「電気自動車等」に改め、「交付は」の次に「、補助対象設備の種類ごとに」を加え、同条に次の 1 項を加える。

4 補助対象設備のうち集合住宅用充電設備の設置に係る補助金の交付は、同一の工事につき 1 回とする。

第 5 条中「市長が定める日まで」を「補助対象設備の設置工事等に着手する前（第 2 条第 1 項第 6 号ウに該当する住宅を取得する場合にあつては当該住宅の引渡しを受ける前、電気自動車等を導入する場合にあつては自動車検査証に新規に登録される前）」に改め、同条各号列記以外の部分に後段として次のように加える。

この場合において、規則第 3 条の規定による申請前に補助対象設備のうち集合住宅用充電設備の設置工事等に着手した者は、その設置工事等が完了する前に前段の申請書を提出することができる。

第 5 条第 1 号中「、当該経費」を「当該経費」に改め、「売買契約書」の次に「、補助対象設備の設置等をリースで行う場合にあつてはリース事業者が購入する設備の購入費又は工事費が確認できる書類及びリース契約書」を加え、同条中第 7 号を第 11 号とし、第 6 号を第 9 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

- (10) 申請者が法人である場合にあつては、登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）

第 5 条中第 5 号を第 6 号とし、同号の次に次の 2 号を加える。

- (7) 補助対象設備のうち集合住宅用充電設備を設置する場合にあつては、一般社団法人次世代自動車振興センターに提出した交付申請書類一式及び当該申請に係る交付決定書類の写し

- (8) 補助対象設備のうち集合住宅用充電設備を設置する場合にあつては、マンション等に係る次に掲げる書類

ア マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類（マンション等の所有者である場合を除く。）及び代表者の本人確認書類（免許証、健康保険証、住民票等）の写し

イ マンション等であることを証する書類（建築確認通知書、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項又は第 6 条の 2 第 1 項に規定する確認済証及び賃貸契約書等でマンション等であることが明記されている書類）

第 5 条第 4 号中「図面」の次に「(窓の断熱設備にあつては、平面図及び立面図)」を加え、同号を同条第 5 号とし、同条第 3 号を同条第 4 号とし、同条第 2 号中「電気自動車」を「電気自動車等」に改め、同号を同条第 3 号とし、同条第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- (2) 補助対象設備の設置等をリースで行う場合にあつては、貸与料金の算定根拠明細

書（別記第1号様式の2）

第8条中「設置等が」を「設置工事等が」に、「補助対象設備が設置された建売住宅」を「第2条第1項第6号ウに該当する住宅」に、「電気自動車の導入」を「電気自動車等を導入する場合」に改め、「（電気自動車の導入を含む補助事業にあつては、90日）」を削り、同条第1号中「写し」の次に「（補助対象設備の設置等をリースで行う場合を除く。）」を加え、同条第2号中「電気自動車」を「補助対象設備のうち電気自動車等」に改め、同条第3号中「電気自動車」を「窓の断熱設備を設置する場合にあつては、窓の性能を証明する書類の写しとしても差し支えないものとする。」（電気自動車等」に改め、同条第6号中「電気自動車」を「電気自動車等」に改め、同号イ中「写し」の次に「（自動車検査証が電子化されている場合は、自動車検査証及び自動車検査証記録事項の写し）」を加え、同号エを削り、同条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

（8） 補助対象設備のうち集合住宅用充電設備を設置する場合は、次に掲げる書類

ア 一般社団法人次世代自動車振興センターに提出した実績報告書類一式の写し

イ アの実績報告に係る申請の額の決定書類の写し（一般社団法人次世代自動車振興センターに変更の申請をしている場合に限る。）

ウ 住民及び住民以外のものが充電設備を利用することができる場合の補助を受けようとするときは、マンション等の敷地の外から撮影した住民以外のものが充電設備を利用することができる旨の表示がされた案内板及びその周囲の景観を確認できる写真

第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

（補助対象設備の処分制限期間）

第10条 補助対象設備の処分を制限する期間（以下「処分制限期間」という。）は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省第15号）に定める耐用年数を勘案して、次表に掲げるとおりとする。

補助対象設備	処分制限期間
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	6年
定置用リチウムイオン蓄電システム	6年
窓の断熱設備	10年
太陽熱利用システム	15年
電気自動車	4年
プラグインハイブリッド自動車	4年
V2H充放電設備	5年
集合住宅用充電設備	5年

附則第2項中「及び第10条」を「から第11条まで」に改める。

別表第1家庭用燃料電池システム（エネファーム）の項要件の欄中「、国が平成25年度以後に実施する補助事業における補助対象機器として」を削り、「指定」を「機器登録」に改め、同欄に次のただし書を加える。

ただし、停電時自立運転機能を有するものに限る。

別表第1定置用リチウムイオン蓄電システムの項要件の欄中「次に掲げる要件を満たすもの」を「国が令和3年度以後に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社

団法人環境共創イニシアチブにより登録されているもの」に改め、同欄各号を削り、同表窓の断熱設備の項要件の欄中「令和元年度」を「令和3年度」に改め、同表電気自動車の項要件の欄中「駆動する」を「駆動される」に改め、「をいう」の次に「。以下同じ」を加え、同項の次に次のように加える。

<p>プラグインハイブリッド自動車</p>	<p>電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ、外部からの充電が可能な自動車で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類がガソリン・電気と記載されているものであって、次に掲げる要件を満たすものであること。ただし、自動車検査証の用途が乗用と、自家用・事業用の別が自家用と記載されている4輪のものに限る。</p> <p>(1) 補助事業者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに購入したもの（中古の輸入車の初度登録車を除く。）であること。</p> <p>(2) 自動車検査証の使用の本拠の位置が市内の住所であること。</p> <p>(3) 自動車検査証の登録年月日又は交付年月日が補助金の交付を受ける年度内の日付であること。</p> <p>(4) 国が令和3年度以後に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているプラグインハイブリッド自動車であること。</p>
-----------------------	--

別表第1 V 2 H 充放電設備の項要件の欄中「電気自動車」を「電気自動車等」に改め、同項の次に次のように加える。

<p>集合住宅用充電設備</p>	<p>集合住宅の管理者等が電気自動車等に充電するために設置する次に掲げる設備で、国が令和3年度以後に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているものであること。</p> <p>(1) 急速充電設備 電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車等に搭載された電池への充電を制御する機能を共に有する1基当たりの定格出力が10kW以上のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。</p> <p>(2) 普通充電設備 漏電遮断機能及びコントロールパイロット機能を有する1基当たり</p>
------------------	---

	<p>の定格出力が 10k W未満のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。</p> <p>(3) 蓄電池付急速充電設備 主として電気自動車等の充電のために蓄電する電池を備えた 1 基当たりの定格出力が 50 k W以上の急速充電設備で、充電コネクタ、ケーブルその他装備一式を備えたものをいう。</p> <p>(4) 充電用コンセント 電気自動車等に附属する充電ケーブルを接続する 200V 対応の電気自動車等専用のプラグの差込口をいう。</p> <p>(5) 充電用コンセントスタンド 充電用コンセントを装備する盤状又は筒状のきょう体をいう。</p>
--	---

別表第 1 備考第 2 号に次のただし書を加える。

ただし、換気小窓（障子に組み込まれ、障子を閉めた状態で換気を行うことができる小窓をいう。）、縦 300 ミリメートル、横 200 ミリメートル又は縦 200 ミリメートル、横 300 ミリメートル以下のガラスを用いた窓、換気を目的としたジャロジー窓並びにテラスドア又は勝手口ドアに付属する窓及びガラス等は、改修の要件としない。

別表第 2 家庭用燃料電池システム（エネファーム）の項補助金の額の欄中「停電時自立運転機能を備えるものにあつては」及び「、停電時自立運転機能を備えていないものにあつては 5 万円（補助対象経費の額が 5 万円に満たない場合は、その額）」を削り、同表窓の断熱設備の項補助対象経費の欄中「内装取付時」を「内窓取付時」に、「ふかし枠等」を「ふかし枠、カバー工法によるサッシ、外部・内部シーリング等」に改め、同表電気自動車の項の次に次のように加える。

プラグインハイブリッド自動車	プラグインハイブリッド自動車本体の購入費	住宅用太陽光発電設備及び V 2 H 充放電設備を併設する場合にあつては 15 万円（補助対象経費の額が 15 万円に満たない場合は、その額）、住宅用太陽光発電設備を併設する場合にあつては 10 万円（補助対象経費の額が 10 万円に満たない場合は、その額）
----------------	----------------------	---

別表第 2 V 2 H 充放電設備の項の次に次のように加える。

集合住宅用充電設備	急速充電設備、普通充電設備、蓄電池付急速充電設備、充電用コンセント及び充電用コンセントスタンド	住民のみが利用可能な場合にあつては 1 基当たり 50 万円（設備本体の購入費に係る国が実施する補助事業における補助金の額に 3 分の 1 を乗じて得た額が 50 万円に満たない場合は、その額）、住民及び住民以外のものが利用可能な場合にあつて
-----------	---	---

	本体の購入費	は1基当たり100万円（設備本体の購入費に係る国が実施する補助事業における補助金の額に3分の2を乗じて得た額が100万円に満たない場合は、その額）
--	--------	---

別記第1号様式を次のように改める。

別記

第1号様式（第5条関係）

鴨川市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書

年 月 日

(宛て)

鴨川市長

申請者 住所
氏名 ⑩
(団体の場合は、名称及び代表者名)
電話番号

鴨川市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金の交付を受けたいので、鴨川市補助金等交付規則第3条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 申請の概要

補助対象設備の種類	<p>該当するものにレ点を付けてください。</p> <input type="checkbox"/> 家庭用燃料電池システム（エネファーム） <input type="checkbox"/> 定置用リチウムイオン蓄電システム <input type="checkbox"/> 窓の断熱設備 <input type="checkbox"/> 太陽熱利用システム <input type="checkbox"/> 電気自動車 <input type="checkbox"/> プラグインハイブリッド自動車 <input type="checkbox"/> V2H充放電設備 <input type="checkbox"/> 集合住宅用充電設備
交付申請額	円
補助対象設備の概要	別紙のとおり
補助対象設備の設置等を	鴨川市

行う住宅の所在地	
補助対象設備の設置等の形態	<p>該当するものに○印を付けてください。</p> <p>1 既存の住宅に補助対象設備を設置・導入する。</p> <p>2 未使用の補助対象設備が設置された住宅を取得する。</p> <p>3 住宅の新築に併せて補助対象設備を設置・導入する。 (2、3の場合 入居予定 年 月)</p> <p>(注) 窓の断熱設備は、「1」に該当する場合のみ申請することができます。</p>
補助対象設備の設置等を行う住宅の所有者氏名	<p>(注) 集合住宅の専有部分を所有する場合は、その所有者氏名を記載してください。</p>
<p>※ 申請者と所有者が異なる場合は、下記に所有者の署名押印をお願いします。なお、電気自動車又は、プラグインハイブリッド自動車の導入のみを行う場合は、記載不要です。</p> <p>私は、私の所有する住宅に申請者が鴨川市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金の交付対象となる設備等を設置・導入することについて、同意します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">(氏名) (印)</p> <p style="text-align: center;">(団体の場合は、名称及び代表者名)</p>	

2 添付書類

- (1) 補助対象設備の設置等に係る経費の内訳が記載された工事請負契約書等(補助対象設備が設置された建売住宅を取得する場合にあっては当該経費の内訳が記載された売買契約書、補助対象設備の設置等をリースで行う場合にあってはリース事業者が購入する設備の購入費又は工事費が確認できる書類及びリース契約書)の写し
- (2) 補助対象設備の設置等をリースで行う場合にあっては、貸与料金の算定根拠明細書(別記第1号様式の2)
- (3) 工事着工前の現況写真(住宅を新築する場合、補助対象設備が設置された建売住宅を取得する場合及び電気自動車等を導入する場合を除く。)
- (4) 補助対象設備の仕様が確認できる書類
- (5) 補助対象設備の位置等が確認できる図面(窓の断熱設備にあっては、平面図及び立面図)(電気自動車等を導入する場合を除く。)
- (6) 補助対象設備の設置等を行う住宅の位置図
- (7) 補助対象設備のうち集合住宅用充電設備を設置する場合にあっては、一般社団法人次世代自動車振興センターに提出した交付申請書類一式及び当該申請に係る交付決定書類の写し
- (8) 補助対象設備のうち集合住宅用充電設備を設置する場合にあっては、マンション

等に係る次に掲げる書類

- ア マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類（マンション等の所有者である場合を除く。）及び代表者の本人確認書類（免許証、健康保険証、住民票等）の写し
 - イ マンション等であることを証する書類（建築確認通知書、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項又は第 6 条の 2 第 1 項に規定する確認済証及び賃貸契約書等でマンション等であることが明記されている書類）
- (9) 市税等納付状況等調査同意書（別記第 2 号様式）
- (10) 申請者が法人である場合にあっては、登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）
- (11) その他市長が必要と認める書類

別紙

補助対象設備の概要

1 家庭用燃料電池システム（エネファーム）

製造者名		
品名番号（発電ユニット）		
品名番号（貯湯ユニット）		
発電出力（kW）		
停電時自立運転機能の有無		次の事項を確認の上、レ点を付けてください。 <input type="checkbox"/> 有
事業期間	着工予定日	年 月 日
	完了予定日	年 月 日
補助対象経費の額 ①		円 (注) 消費税及び地方消費税相当額を除く。
国その他の団体の補助金の額 ②		円
補助所要額 ①—②		円
交付申請額		円

2 定置用リチウムイオン蓄電システム

製造者名		
パッケージ型番		
SII 登録年月日		年 月 日
蓄電容量（kWh）		
住宅用太陽光発電設備の有無		次の事項を確認の上、レ点を付けてください。 <input type="checkbox"/> 有（ <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 既設）
事業期間	着工予定日	年 月 日
	完了予定日	年 月 日
補助対象経費の額 ①		円

	(注) 消費税及び地方消費税相当額を除く。
国その他の団体の補助金の額 ②	円
補助所要額 ①—②	円
交付申請額	円

3 窓の断熱設備

メーカー名		
SII/北海道環境財団登録番号		
製品名		
SII/北海道環境財団登録年月日	年 月 日	
事業期間	着工予定日	年 月 日
	完了予定日	年 月 日
補助対象経費の額 ①	円 (注) 消費税及び地方消費税相当額を除く。	
国その他の団体の補助金の額 ②	円	
補助所要額 ③ (①—②)	円	
補助所要額の4分の1の額 ③×1/4	円 (注) 1,000円未満の端数を切り捨てること。	
交付申請額	円	

4 太陽熱利用システム

製造者名		
型式		
製造番号		
集熱面積 (m ²)		
事業期間	着工予定日	年 月 日
	完了予定日	年 月 日
補助対象経費の額 ①	円 (注) 消費税及び地方消費税相当額を除く。	
国その他の団体の補助金の額 ②	円	
補助所要額 ①—②	円	
交付申請額	円	

5 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車

メーカー名・車名	
型式	
住宅用太陽光発電設備	次の事項を確認の上、レ点を付けてください。 <input type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 既設) <input type="checkbox"/> 発電した電気を電気自動車等に充電できる。
V2H充放電設備の有無等	該当するものにレ点を付けてください。 <input type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 既設) <input type="checkbox"/> 無

所有者	氏名又は名称	
	住所	
使用者	氏名	
	住所	
使用の本拠の位置		
補助対象経費の額 ①		円 (注) 消費税及び地方消費税相当額を除く。
国その他の団体の補助金の額 ②		円
補助所要額 ①—②		円
交付申請額		円

6 V2H充放電設備

メーカー名		
型式		
住宅用太陽光発電設備		次の事項を確認の上、レ点を付けてください。 <input type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 既設)
電気自動車等		次の事項を確認の上、レ点を付けてください。 <input type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 既設)
事業期間	着工予定日	年 月 日
	完了予定日	年 月 日
補助対象経費の額 ①		円 (注) 消費税及び地方消費税相当額を除く。
国その他の団体の補助金の額 ②		円
補助所要額 ③ (①—②)		円
補助所要額の10分の1の額 ③×1/10		円 (注) 1,000円未満の端数を切り捨てること。
交付申請額		円

7 集合住宅用充電設備

マンション等の名称		
マンション等の所在地		
メーカー名		
型式		
充電設備の住民以外の利用		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
事業期間	着工予定日	年 月 日
	完了予定日	年 月 日
補助対象経費の額 ①		円 (注) 消費税及び地方消費税相当額を除く。
国のクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の額 ②		円

(住民以外の利用ありの場合) 国のクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の額の3分の2の額 $② \times 2 / 3$ (住民以外の利用なしの場合) 国のクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の額の3分の1の額 $② \times 1 / 3$	円
	(注) 1,000円未満の端数を切り捨てること。
交付申請額	円

備考 交付申請額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てること。

別記第1号様式の次に次の1様式を加える。

第1号様式の2

貸与料金の算定根拠明細書

(宛て)
 鴨川市長

リース事業者 住所
 名称
 代表者職・氏名 ⑩
 電話番号

リース先 住所
 氏名 ⑩
 (団体の場合は、名称及び代表者名)
 電話番号

補助事業で導入する設備については、次のとおりであることについて間違いありません。
 また、注意事項に記載されている内容について間違いがないこと、補助金交付後も遵守することを誓約します。

対象設備	リース期間 (月数)	補助金額			リース料総額 ※前払金を含む、税抜き金額		
		鴨川市補助金(a)	国の補助金(b)	合計(c) ((a)+(b))	補助金なしの場合(d)	補助金ありの場合(e)	差額(f) ((d)-(e))

--	--	--	--	--	--	--	--

(注意事項)

- 1 補助金ありの場合のリース料総額(e)又はこれをリース期間で除した月額リース料金がリース契約書で確認できること。リース契約書によりこれを確認できない場合は、補助金額をリース料金から差し引いてリース契約を再締結するか、補助金額確定後若しくは入金後に補助金額をリース料から減額し、月々のリース料に反映させることを明記した覚書等をリース事業者及びリース先で締結の上、提出すること。
- 2 補助金ありの場合となしの場合のリース料総額の差額(f)が、補助金額合計(c)以上であること。
- 3 鴨川市補助金の金額分は、月額リース料金を減額する形で貸与先に還元されること。リース契約とは別に貸与先に支払われる形は認められない。
- 4 リース期間が財産処分制限期間より短い場合は、リース期間終了後にリース先が対象設備を購入する契約となっていること。

別記第2号様式を次のように改める。

第2号様式(第5条関係)

市税等納付状況等調査同意書

年 月 日

(宛て)

鴨川市長

申請者 住所

ふりがな
氏名

㊞

(団体の場合は、名称及び代表者名)

電話番号

(※申請者が個人の場合にあつては、同居者全ての同意が必要です。)

同居者 ふりがな
氏名

㊞

ふりがな
氏名

㊞

ふりがな
氏名

㊞

ふりがな
氏名

㊞

ふりがな
氏名

㊞

鴨川市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金の交付の申請に当たり、私（及び同居者）は下記の対象市税等について滞納がないことを誓約します。

また、私（及び同居者）に係る下記の調査事項について、補助対象者の資格の審査のために鴨川市が調査を行うことについて同意します。

記

- 1 対象市税等 市税（市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税及び入湯税をいう。）、介護保険料、後期高齢者医療保険料、一般廃棄物処理手数料、市営住宅の家賃、学校給食費、水道料金並びに本市が設置する幼稚園、保育所及び認定こども園に係る保育料
- 2 調査事項
 - ① 住民基本台帳の記録状況
 - ② 対象市税等の納付状況

別記第3号様式中

「
V2H充放電設備 円 を
」
「
プラグインハイブリッド自動車 円
V2H充放電設備 円 に改める。
集合住宅用充電設備 円
」

別記第4号様式中

「
氏名 ㊞ を
」
「
氏名 ㊞ に改める。
(団体の場合は、名称及び代表者名)
」

別記第5号様式を次のように改める。

第5号様式（第8条関係）

鴨川市住宅用設備等脱炭素化促進事業実績報告書

年 月 日

(宛て)
鴨川市長

報告者 住所
氏名 ④
(団体の場合は、名称及び代表者名)
電話番号

年 月 日付け 第 号をもって交付の決定のあった補助事業が完了したので、鴨川市補助金等交付規則第 12 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 交付決定額 円

2 工事完了日 年 月 日

※ 電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車の導入にあつては、自動車検査証に記載された登録年月日又は交付年月日を記載すること。

3 事業結果

(1) 家庭用燃料電池システム (エネファーム)

製造者名	
品名番号 (発電ユニット)	
品名番号 (貯湯ユニット)	
発電出力 (kW)	
停電時自立運転機能の有無	次の事項を確認の上、レ点を付けてください。 <input type="checkbox"/> 有
事業期間	着工日 年 月 日
	完了日 年 月 日
補助対象経費の額 ①	円 (注) 消費税及び地方消費税相当額を除く。
国その他の団体の補助金の額 ②	円
補助所要額 ①-②	円
交付決定額	円

(2) 定置用リチウムイオン蓄電システム

製造者名	
パッケージ型番	
SII 登録年月日	年 月 日

蓄電容量 (kWh)		
住宅用太陽光発電設備の有無	次の事項を確認の上、レ点を付けてください。 □有 (□新設 □既設)	
事業期間	着工日	年 月 日
	完了日	年 月 日
補助対象経費の額 ①	円 (注) 消費税及び地方消費税相当額を除く。	
国その他の団体の補助金の額 ②	円	
補助所要額 ①－②	円	
交付決定額	円	

(3) 窓の断熱設備

メーカー名		
SII/北海道環境財団登録番号		
製品名		
SII/北海道環境財団登録年月日	年 月 日	
事業期間	着工日	年 月 日
	完了日	年 月 日
補助対象経費の額 ①	円 (注) 消費税及び地方消費税相当額を除く。	
国その他の団体の補助金の額 ②	円	
補助所要額 ③ (①－②)	円	
補助所要額の4分の1の額 ③×1/4	円 (注) 1,000円未満の端数を切り捨てること。	
交付決定額	円	

(4) 太陽熱利用システム

製造者名		
型式		
製造番号		
集熱面積 (m ²)		
事業期間	着工日	年 月 日
	完了日	年 月 日
補助対象経費の額 ①	円 (注) 消費税及び地方消費税相当額を除く。	
国その他の団体の補助金の額 ②	円	
補助所要額 ①－②	円	
交付決定額	円	

(5) 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車

メーカー名・車名	
型式	

登録年月日／交付年月日		
住宅用太陽光発電設備		次の事項を確認の上、レ点を付けてください。 <input type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 既設) <input type="checkbox"/> 発電した電気を電気自動車等に充電できる。
V2H充放電設備の有無等		該当するものにレ点を付けてください。 <input type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 既設) <input type="checkbox"/> 無
所有者	氏名又は名称	
	住所	
使用者	氏名	
	住所	
使用の本拠の位置		
補助対象経費の額 ①		円 (注) 消費税及び地方消費税相当額を除く。
国その他の団体の補助金の額 ②		円
補助所要額 ①－②		円
交付決定額		円

(6) V2H充放電設備

メーカー名		
型式		
住宅用太陽光発電設備		次の事項を確認の上、レ点を付けてください。 <input type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 既設)
電気自動車等		次の事項を確認の上、レ点を付けてください。 <input type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 既設)
事業期間	着工日	年 月 日
	完了日	年 月 日
補助対象経費の額 ①		円 (注) 消費税及び地方消費税相当額を除く。
国その他の団体の補助金の額 ②		円
補助所要額 ③ (①－②)		円
補助所要額の10分の1の額 ③×1/10		円 (注) 1,000円未満の端数を切り捨てること。
交付決定額		円

(7) 集合住宅用充電設備

マンション等の名称		
マンション等の所在地		
メーカー名		
型式		
充電設備の住民以外の利用		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

事業期間	着工予定日	年 月 日
	完了予定日	年 月 日
補助対象経費の額 ①		円 (注) 消費税及び地方消費税相当額を除く。
国のクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の額 ②		円
(住民以外の利用ありの場合) 国のクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の額の3分の2の額 ②×2/3 (住民以外の利用なしの場合) 国のクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の額の3分の1の額 ②×1/3		円 (注) 1,000円未満の端数を切り捨てること。

4 添付書類

- (1) 補助対象設備の設置等に要する経費に係る支払を証する書類及び内訳書の写し(補助対象設備の設置等をリースで行う場合を除く。)
- (2) 補助対象設備の設置等の状況が確認できる写真(補助対象設備のうち電気自動車等を導入する場合にあっては、保管場所において撮影した写真)
- (3) 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し(窓の断熱設備を設置する場合にあっては、窓の性能を証明する書類の写しとしても差し支えないものとする。)(電気自動車等を導入する場合を除く。)
- (4) 補助対象設備のうち定置用リチウムイオン蓄電システムを設置する場合は、補助対象設備を設置する住宅に住宅用太陽光発電設備が設置されていることを証する書類
- (5) 補助対象設備のうち窓の断熱設備を設置する場合は、窓の断熱設備の設置工事に着工する日の前日までに建築工事が完了していることを証する書類
- (6) 補助対象設備のうち電気自動車等を導入する場合は、次に掲げる書類
 - ア 補助金の交付の決定を受けた者が居住する住宅が第2条第1項第4号アに掲げる要件に該当することを証する書類
 - イ 自動車検査証の写し(自動車検査証が電子化されている場合は、自動車検査証及び自動車検査証記録事項の写し)
 - ウ 住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合の補助を受けようとする場合は、V2H充放電設備を設置していることを証する書類

- (7) 補助対象設備のうちV2H充放電設備を設置する場合は、V2H充放電設備を設置する住宅が第2条第1項第5号に掲げる要件に該当することを証する書類
- (8) 補助対象設備のうち集合住宅用充電設備を設置する場合は、次に掲げる書類
- ア 一般社団法人次世代自動車振興センターに提出した実績報告書類一式の写し
- イ アの実績報告に係る申請の額の決定書類の写し（一般社団法人次世代自動車振興センターに変更の申請をしている場合に限る。）
- ウ 住民及び住民以外のものが充電設備を利用することができる場合の補助を受けようとするときは、マンション等の敷地の外から撮影した住民以外のものが充電設備を利用することができる旨の表示がされた案内板及びその周囲の景観を確認できる写真
- (9) その他市長が必要と認める書類

別記第6号様式中

「

氏名 ④ を

」

「

氏名 ④ に改める。
(団体の場合は、名称及び代表者名)

」

附 則

この告示は、公示の日から施行する。